

厚生労働省告示第百十六号、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針「第五期障害福祉計画」「第一期障害児福祉計画」							資料 8
資料頁	成果目標、活動指標、県が実施する地域生活支援事業	活動指標内容	「定めなければならない」=◎ 「定めるよう努める」=○ 「盛り込むことが望ましい」=△	26年基本指針 から新規追加	第五次千葉県障害者 計画数値目標及びサービス量の見込	第五次計画 主な施策 との関係	関係 専門部会
9	一 福祉施設の入所者の地域生活への移行【成果目標】 ・平成28年度末時点の福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成3 2年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定 当該目標の設定に当たっては、平成2 8年度末時点の施設入所者数の9 %以上が地域生活へ移行することとする。 ・平成3 2年度末の施設入所者数を平成2 8年度末時点の施設入所者数から2 %以上削減することを基本とする。		◎年度毎の必要入所定員総数		・施設入所者の地域生活への移行者数	主要施策 1	入所地域
			◎		・施設入所者数	主要施策 1	入所地域
1 0	二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【成果目標】 ・圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況		◎	○		主要施策 2	精神障害
	・市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況		◎	○			
	・精神病床における1年以上長期入院患者数（6 5歳以上、6 5歳未満）		◎		・精神科病院の長期在院者数		
	・精神病床における早期退院率（入院後3 か月時点、入院後6 か月時点 入院後1 年時点）		◎		・精神科病院に入院した患者の入院後3 カ月経過時点の退院率		
					・精神科病院に入院した患者の入院後1 年時点の退院率		
1 1	三 地域生活支援拠点等の整備【成果目標】 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について平成3 2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1 つを整備することを基本とする。		◎ 圏域及び県全域で定める		・地域生活支援拠点等の整備	主要施策 1	入所地域
1 1	四 福祉施設から一般就労への移行等【成果目標】 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成3 2年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成2 8年度の一般就労への移行実績の1．5倍以上とすることを基本とする。 ・就労移行支援事業所の利用者数について、平成3 2年度末における利用者数が平成2 8年度末の2割以上増すること ・事業所毎の就労移行率は3割以上の事業所が全体の5割以上とすることを目指す ・就労定着支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。		◎		・福祉施設利用者の一般就労への移行 者数	主要施策 6	就労支援
1 2	五 障害児支援の提供体制の整備等【成果目標】 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実		◎年度毎の必要入所定員総数	○		主要施策 4	療育支援
	・平成3 2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。		◎	○	・児童発達支援センター箇所数		
	・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1 か所以上確保することを基本とする。		◎	○	・児童発達支援事業所箇所数 ・放課後等デイサービス事業所箇所数		
	・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 平成3 0年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。		◎	○			
2 0	○指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置		○			全体	全体
2 2	○関係機関との連携に関する事項 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項		○			全体	全体
2 2	区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項		○			全体	全体
	○県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価		△			全体	全体
2 6	1 福祉施設から一般就労への移行等【活動指標】						

資料頁	成果目標、活動指標、県が実施する地域生活支援事業	活動指標内容	「定めなければならない」=◎ 「定めるよう努める」=○ 「盛り込むことが望ましい」=△	26年基本指針 から新規追加	第五次千葉県障害者 計画数値目標及びサービス量の見込	第五次計画 主な施策 との関係	関係 専門部会	
	・ 就労移行支援事業（就労移行支援を行う事業をいう。以下同じ。）及び 就労継続支援事業（就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）の利用 者の一般就労への移行	・ H32年度において移行者の見込	◎		・ 就労移行支援事業及び就労継続支援 事業の利用者の一般就労への移行者数	主要施策 6	就労支援	
	・ 障害者に対する職業訓練の受講	・ H32年度において職業訓練受講者数見込	◎		・ 委託訓練事業の受講者数			
	・ 福祉施設から公共職業安定所への誘導	・ H32年度において福祉施設から公共職業安 定所へ誘導する福祉施設資料者数の見込	◎	○				
	・ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	・ H32年度において福祉施設から障害者就 業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利 用者数の見込	◎		・ 障害者就業・生活支援センター事業の 支援対象者数			
	・ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	・ H32年度において公共職業安定所の支援を 受けて就職する者の数の見込	◎		・ 公共職業安定所におけるチーム支援に よる福祉施設利用者の支援件数			
2 7	2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	・ 利用者数及び量の見込	◎考え方と必要量の見込 ○見込量の確保のための方策		・ サービス量の見込	主要施策 1	入所地域	
	・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援							
2 7	3 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、 就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、 就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）		◎考え方と必要量の見込 ○見込量の確保のための方策			主要施策 1	入所地域	
	・ 生活介護	・ 利用者数及び量の見込 ・ 利用者数及び量の見込			・ サービス量の見込 ・ サービス量の見込			
	・ 自立訓練（機能訓練）（規則第6条の7第1号の自立訓練（機能訓練） をいう。）							
	・ 自立訓練（生活訓練）（規則第6条の7第2号の自立訓練（生活訓練） をいう。）	・ 利用者数及び量の見込			・ サービス量の見込			
	・ 就労移行支援	・ 利用者数及び量の見込			・ サービス量の見込	主要施策 6	就労支援	
	・ 就労継続支援（A型）（規則第六条の十第一号の就労継続支援A型 をいう。）	・ 利用者数及び量の見込			・ サービス量の見込			
	・ 就労継続支援（B型）	・ 利用者数及び量の見込 ※区域内の事業所における工賃の平均額につ いて区域ごとの目標水準を設定することが望 ましい。			・ サービス量の見込			
	・ 就労定着支援	・ 利用者数の見込			○	・ サービス量の見込	主要施策 4	療育支援
	・ 療養介護	・ 利用者数の見込				・ サービス量の見込		
	・ 短期入所（福祉型、医療型）	・ 利用者数及び量の見込				・ サービス量の見込		
2 8	4 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援		◎考え方と必要量の見込 ○見込量の確保のための方策	○		主要施策 1	入所地域	
	・ 自立生活援助	・ 利用者数の見込			・ サービス量の見込 ・ サービス量の見込			
	・ 共同生活援助 ・ 施設入所支援	・ 利用者数の見込 ・ 利用者数の見込						
2 9	5 相談支援		◎考え方と必要量の見込 ○見込量の確保のための方策		・ サービス量の見込	主要施策 5	相談支援	
	・ 計画相談支援（障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談 支援をいう。）	・ 利用者数の見込			・ サービス量の見込			
	・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援	・ 利用者数の見込 ・ 利用者数の見込						
3 0	6 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等		◎考え方と必要量の見込 ○見込量の確保のための方策			主要施策 4	療育支援	
	・ 児童発達支援	・ 利用児童数及び量の見込			○			・ サービス量の見込 ・ サービス量の見込
	・ 医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型 児童発達支援をいう。）	・ 利用児童数及び量の見込						・ サービス量の見込 ・ サービス量の見込
	・ 放課後等デイサービス	・ 利用児童数及び量の見込						・ サービス量の見込 ・ サービス量の見込
	・ 保育所等訪問支援	・ 利用児童数及び量の見込			○			・ サービス量の見込 ・ サービス量の見込
3 1	・ 居宅訪問型児童発達支援	・ 利用児童数及び量の見込						・ サービス量の見込 ・ サービス量の見込
	・ 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	・ 利用児童数の見込						○
	・ 障害児相談支援	・ 利用児童数の見込			・ サービス量の見込 ・ サービス量の見込			
	・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター の配置人数	・ 必要となる配置人員の見込						
3 1	7 発達障害者等に対する支援		◎考え方と必要量の見込 ○見込量の確保のための方策					
	・ 発達障害者支援地域協議会の開催	・ 必要な回数 の見込			○	主要施策 5	相談支援	
	・ 発達障害者支援センターによる相談支援	・ 相談件数 の見込			○	主要施策 5	相談支援	
	・ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関 への助言	・ 助言件数 の見込			○	主要施策 5	相談支援	

資料頁	成果目標、活動指標、県が実施する地域生活支援事業	活動指標内容	「定めなければならない」=◎ 「定めるよう努める」=○ 「盛り込むことが望ましい」=△	26年基本指針 から新規追加	第五次千葉県障害者 計画数値目標及びサービス量の見込	第五次計画 主な施策 との関係	関係 専門部会
	・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関 や地域住民への研修、啓発	・必要な研修、啓発件数の見込		○		主要施策 5	相談支援
3 5	地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備（利用者数）		◎	○		主要施策 2	精神障害
3 5	県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項		◎				
	①実施する事業の内容						
	②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み						
	③各事業の見込量の確保のための方策						
	④その他実施に必要な事項						
	地域生活支援事業の実施について						
	○必須事業						
2 7	専門性の高い相談支援事業						
	（１）発達障害者支援センター運営事業	・実施見込箇所数、実利用見込者数	◎		・発達障害者支援センター相談件数	主要施策 5	相談支援
	（２）高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	・実施見込箇所数、実利用見込者数	◎		・高次脳機能支援拠点機関数	主要施策 7	入所地域
	（３）障害児等療育支援事業	・実施見込箇所数	◎		・障害児等療育支援事業	主要施策 4	療育支援
	（４）障害者就業・生活支援センター事業	・実見込み箇所数、実利用見込者数	◎		・障害者就業・生活支援センター事業の支援 対象者数	主要施策 6	就労支援
2 9	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
	（１）手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	・実養成講習修了見込者数	◎		・手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 の実養成講習終了見込者	主要施策 3	権利擁護
	（２）盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	・実養成講習修了見込者数	◎		・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事 業の実養成講習終了見込者		
3 0	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
	（１）手話通訳者・要約筆記者派遣事業	・実利用見込件数	◎		・手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実 利用見込件数	主要施策 3	権利擁護
	（２）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	・実利用見込件数	◎		・盲ろう者向け通訳・介助派遣事業の実 利用者見込件数		
3 1	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互の連絡調整事業	・実施の有無	◎			主要施策 3	権利擁護
3 2	広域的な支援事業						
	（１）都道府県相談支援体制整備事業	・相談支援に関する実アドバイザー見込者数	◎			主要施策 5	相談支援
	（２）精神障害者地域生活支援広域調整等事業		◎			主要施策 2	精神障害
	地域生活支援広域調整等事業	・事業評価検討委員会の開催見込数					
		・協議会の開催見込数					
	地域移行・地域生活支援事業	・アウトリーチチーム設置見込数					
		・ピアサポート従事者見込者数					
	災害派遣精神医療チーム体制整備事業	・運営委員会の開催見込数				主要施策 7	入所地域
	（３）発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	・協議会の開催見込数	◎			主要施策 5	相談支援
	（４）法第77条第2項により市町村に代わって行う事業		◎			全体	全体
3 4	サービス・相談支援者、指導者育成事業						
	（１）障害支援区分認定調査員等研修事業					主要施策 1	入所地域
	（２）相談支援従事者研修事業				・相談支援専門コース別研修事業	主要施策 5	相談支援
	（３）サービス管理責任者研修事業				・サービス管理責任者の養成	主要施策 5	相談支援
	（４）居宅介護従事者等養成研修事業					主要施策 5	相談支援
	（５）身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業					主要施策 5	相談支援
	（６）音声機能障害者発声訓練指導者養成事業					主要施策 7	入所地域
	（７）精神障害関係従事者養成研修事業					主要施策 2	精神障害
	（８）精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業					主要施策 2	精神障害
	（９）その他サービス・相談支援者、指導者育成事業					主要施策 5	相談支援
3 7	任意事業						
	（１）福祉ホームの運営					主要施策 1	入所地域
	（２）オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適用訓練					主要施策 7	入所地域
	（３）音声機能障害者発声訓練					主要施策 3	権利擁護
	（４）児童発達支援センター等の機能強化等					主要施策 4	療育支援
	（５）矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進					主要施策 7	入所地域
	（６）医療型短期入所事業所開設支援					主要施策 1	入所地域
	（７）障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業					主要施策 1	入所地域
	（８）身体障害者補助犬育成促進					主要施策 3	権利擁護
	（９）奉仕員養成研修					主要施策 3	権利擁護

資料頁	成果目標、活動指標、県が実施する地域生活支援事業	活動指標内容	「定めなければならない」=◎ 「定めるよう努める」=○ 「盛り込むことが望ましい」=△	26年基本指針 から新規追加	第五次千葉県障害者 計画数値目標及びサービス量の見込	第五次計画 主な施策 との関係	関係 専門部会
	(10) レクリエーション活動等支援					主要施策 8	入所地域
	(11) 芸術文化活動振興					主要施策 8	入所地域
	(12) サービス提供者情報提供等					主要施策 1	入所地域
	(13) 地域における障害者自立支援機器の普及促進					主要施策 7	入所地域
	(14) 視覚障害者用地域情報提供					主要施策 3	権利擁護
	(15) 企業C S R連携促進					主要施策 6	就労支援